

令和5年度第8回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和5年11月6日（月）  
9時30分～10時23分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 24人  
会 長 23番 才木 隆雄  
会長代理 21番 島田 一郎 24番 宮田 好一  
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩  
3番 山崎 修 4番 西田 清範  
5番 田中 輝男 6番 森 悦雄  
7番 古田 茂 8番 田中 善憲  
9番 大場 忠勝 10番 大橋 芳信  
11番 大浦 清貴 12番 山崎 巖  
13番 福山 英則 14番 仲田 茂男  
15番 下村 帝 16番 北森 正誠  
17番 渡辺 正志 18番 金田 修一  
19番 長谷 幹夫 20番 金木 洋子  
22番 中井 義則
4. 欠席委員 なし
5. 議 題 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第25号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第26号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について  
報告事項第25号 農地法第3条の3の規定による受理について  
報告事項第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告事項第27号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

## 議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、9時30分現在、委員数は24名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和5年度第8回富山市農業委員会月次総会を開催します。

議事に入ります前に、本日9時頃、お手元に配布しております「市長への意見書」を農林水産部へ提出してまいりましたので、ご報告します。

その際、今後の取り組みについて回答をいただきましたので、その内容を報告します。

(回答報告(概略))

会長 それでは、議事に入ります。

本日は、議案4件、報告事項3件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。8番田中委員、9番大場委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

なお、3ページ6番から4ページ14番は〇〇委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事務局 議案第24号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから4ページまでです。

今回の申請件数は、14件で、申請面積は19,192.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、

地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。2ページをご覧ください。

1番は、耕作不便のため、贈与により、以前から申請農地を耕作していた譲受人に所有権を移転するものです。

申請農地では、引き続き、水稻を栽培する予定です。

2番は、経営縮小のため、贈与により、譲受人に所有権を移転するものです。

申請農地では、じゃがいも、きゅうり等を栽培する予定です。

また、申請農地に隣接する譲渡人の所有の宅地と建物も併せて購入する予定とのことです。

3番は、労働力不足のため、贈与により、以前から申請農地を耕作していた譲受人に所有権を移転するものです。

申請農地では、引き続き、ブドウを栽培する予定です。

4番は、経営縮小のため、贈与により、以前から申請農地を耕作していた譲受人に所有権を移転するものです。

5番は、経営縮小のため、贈与により、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

申請農地では、水稻を栽培する予定です。

議案書3ページから4ページをご覧ください。

6番から14番は、労働力不足、経営縮小のため、農地所有適格法人である譲受人に所有権を移転するものです。

申請農地では、水稻の育苗ハウスを設置する予定です。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、6番から14番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、6番から14番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、6番から14番を除き、申請ど

おり許可することといたします。

続きまして、6番から14番について、審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

<〇〇委員退室>

会 長 それでは、6番から14番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、6番から14番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、6番から14番について、申請どおり許可することといたします。

〇〇委員は入室をお願いします。

<〇〇委員入室>

会 長 改めまして、異議なしとのことでありますので、議案第24号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第25号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第25号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は5ページから7ページになります。

今回、4条申請は、2件、5条申請は、3件、計5件、合計面積は1,981㎡です。議案書6ページをご覧ください。最初に農地法第4条申請の内容についてご説明いたします。位置図及び許可基準も併せてご覧ください。

4条申請1番は、山室中部地区において、貸駐車場を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請地については、長年、公民館の駐車場として使用されておりましたが、相続により登記地目を調査したところ、敷地の一部が農地であったため、今回、是正のため申請されたものでございます。申請書には始末書の添付がございます。申請地は半径500mの範囲内に教育施設、医療施設があり、

前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

4条申請2番は、月岡地区において、農家住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請者は実家の農業を継ぐため、相互扶助に適した実家の隣接地において農家住宅建築のため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、調整区域内の1区画2,500㎡以上であることから農地区分は甲種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書は7ページになります。

5条申請1番は、山室中部地区において、貸駐車場を整備する計画でございます。この案件につきましては、4条1番でご説明した案件に関連するものでございます。転用の概要といたしましては、申請地の隣接地に●●公民館があり、公民館の行事において駐車場が不足し、路上駐車が目立ち、教室などの送迎に支障が生じていることから、今回申請されたものでございます。申請地は雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は半径500mの範囲内に教育施設、医療施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請2番は、神明地区において、農家住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、実家の農業を承継するため、実家に限りなく近い相互扶助に適した申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は半径500mの範囲内に教育施設が2施設あり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請3番は、大沢野地域大久保地区において、分譲宅地を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、半径500mの範囲内に、地区センター、小学校があり、国道41号線も近く利便性の高い土地であり、多くの需要が見込まれることから申請地を選択されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にあることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

以上です。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第25号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第26号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

なお、11ページの30番は、△△委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第26号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、8ページから14ページです。

利用権設定は、今回は67件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が24件、3～5年が3件、10年が40件です。設定面積は、209,681.00㎡です。

10ページ1番から12ページ36番までは、農地中間管理機構を通すものであります。12ページ37番から14ページ66番が相対であります。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、30番を除き、ご質問等があれば承りたいと思います。

▲ ▲ 委員 利用権設定の貸手件数が、8ページでは67件となっているが、14ページだと66件となっている。その理由を説明してほしい。

事 務 局 8ページの10年以上の利用権設定区分の貸手件数は40件ではなく39件が正しいです。

会 長 面積については、合っていますか。

事務局 面積は合っています。

会長 ほかに、特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、30番を除き、異議については、ないものといたします。

続きまして、30番について審議いたしますので、△△委員は退室をお願いします。

<△△委員退室>

会長 それでは、30番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、30番について、異議はないものといたします。

△△委員は入室をお願いします。

<△△委員入室>

会長 改めまして、異議なしとのことですので、議案第26号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定といたします。

会長 続きまして、議案第27号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第27号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてご説明いたします。議案書のページは15ページです。件数は、1件です。

今回申請された農地は、被相続人の子が相続するもので、非相続人

は生前、農業を営んでおり、相続人も平成3年4月1日から農業を開始し、今後も引き続き農業経営を行うと認められます。

このことから、相続税の納税猶予の適用を受けるための適格者としての被相続人、相続人、特例農地について、各要件を満たしています。

また、市街化区域内の農地であることから、20年間自作するか、相続人が死亡した場合等は、相続税の納税猶予額が免除となります。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第27号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご異議なしと認め、交付することといたします。

□ □ 委員 先ほどの議案第26号の件になりますが、例えば、私の担当する八尾地域での利用権設定の件数は正しいのでしょうか。

先ほどは件数のずれについての話でしたが、どこの地域の件数がずれたのかをはっきりしておかないといけないと考えます。

事 務 局 議案第26号の8、9ページの表については、再度調査し、次回の月次総会にて、あらためて報告させていただきます。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。議案書の報告事項である、第25号 農地法第3条の3の規定による受理について、第26号 農地法第18条第6項の規定による通知について、第27号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、事務局より一括して説明をお願いします。

事 務 局 報告事項第25号農地法第3条の3の規定による受理について、ご



報告します。議案書は、16ページから21ページです。

今回の受理件数は18件で、すべて相続により所有権を取得したものです。農業委員会へのあっせん希望については、ありませんでした。

報告事項第26号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、22ページから32ページです。

解約件数は33件で、解約面積は137,748.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第27号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは33ページから37ページまでです。

今回の受理件数は、4条が2件、5条が12件、合わせて14件、面積は合わせて5,611.70㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と受理する予定のものは36ページの5条の10番の1件でございます。

以上でございます。

会長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 　特に何もありませんので、これをもちまして、議案・報告事項の議案審議を終了します。

会長 　次に、事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 　ただ今、説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら、承りたいと思います。

会長 　それでは、令和5年度第8回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。

会長 　この後、視察となりますので、しばらくご休憩をお願いいたします。